

議会・選挙

①議会

市議会のしくみ

市議会は、市民の声を十分に反映させながら市政運営の方針や予算や条例などを審議し、市の意思を決定する機関です。市長や議員から提案された議案などは、年4回の定例会と必要に応じて開く臨時会で審議されます。

通常、本会議で議決する前に常任委員会や予算・決算等審査特別委員会で審査が行われます。

常任委員会は現在、総務財政、市民教育、健康福祉、経済環境、都市整備建設の5委員会があり、議案や請願などの審査のほか委員会が所管する事務について調査を行っています。

また、特に必要と認められる事項を調査するため、調査特別委員会を設置しています。

請願・陳情は文書で

議会事務局議事課

☎ 214-6167 FAX 214-0016

市政などについて意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を議会に提出することができます。請願書は、議員の紹介により、議長に提出してください。紹介議員がない場合は、陳情書として提出できます。

市議会の傍聴

議会事務局庶務課

☎ 214-6164 FAX 265-9626

傍聴される方は、会議の当日に傍聴受付で傍聴券の交付を受けてください。また、本会議傍聴の際は、手話通訳を利用できます(要事前申込)。

市議会のインターネット中継

議会事務局調査課

☎ 214-6169 FAX 265-9626

本会議および予算・決算等審査特別委員会をご覧いただけます。

②選挙

投票するには

選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿への登録は、市町村の区域内に住んでいる満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上その市町村に住んでいる方について、年4回行います。この他に、選挙をするときもその都度登録します。

期日前・不在者投票

各区選挙管理委員会(各区役所総務課)

投票日当日に仕事や用事などで投票所に行けない見込みの方は、期日前投票ができます。期日前投票の期間は選挙の期日の公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで、お住まいの区の区役所、またはお住まいの区の総合支所などで投票できます。受付時間は、原則として8:30～20:00で、土・日曜、祝日も受け付けています。

また、指定されている病院、老人ホーム等に入院、入所されている方や、仕事や用事などで他の市町村に滞在中のための不在者投票制度もあります。



仙台市選挙マスコット
キャラクター
「てとりん」

市政

①広聴

市長への手紙

市政へのご意見をお寄せください。区役所、市民センターなどにある専用封書をご利用ください。市ホームページでも受け付けています。

市政出前講座

広聴課

☎ 214-6132 FAX 213-8181

市の施策を職員が出向いてご説明します。詳しくは区役所、市民センターなどにあるテーマ集や市ホームページをご覧ください。

議会・選挙

